

**住宅総合支援事業（空き家の解体工事） よくある質問**

|    | 質問   | 回答  |
|----|--|---|
| 1  | 居住地が酒田市から遠いため、窓口で申請するのが困難ですが、郵送での受付はできますか。                             | 酒田市外にお住まいの方の場合、郵送での受付でも可能です。  |
| 2  | 手続きの流れを教えてください。  | <p>手続きは2段階あります。</p> <p>①まちづくり推進課での事前確認<br/>解体しようとする空き家及び申請予定者が補助の対象に該当するかを事前に確認する必要があります。申請先はまちづくり推進課です。事前確認が終わりましたら、提出書類をご返却します。</p> <p>②建築課での補助申請<br/>事前確認時提出書類を含めた申請書類一式がそろいましら、工事着工前に申請してください。書類の審査で問題ない場合、補助金交付決定をしますので、通知が届きましたら工事に着手して構いません。</p> |
| 3  | 複数の空き家を所有しているのですが、補助金の利用は1回のみですか。                                      | 年1回のみ申請です。他の空き家の解体にも利用したい場合は、別の年度での申請であれば利用できます。  |
| 4  | 過去に解体を行ったものは補助の対象になりますか。   | 解体を行ったものは対象外です。工事前に申請を行い、書類の審査後の補助金の交付決定通知が来ましたら着工して構いません。  |
| 5  | 空き家だけ解体し、敷地内の付属建物（物置や車庫等）はそのまま使用したいですが、補助の対象になりますか。                    | 敷地内のすべての建物、危険ブロック塀等を解体することが条件となります。   |
| 6  | 空き家になってから3年以上経過するのですが、最後に居住していた人が住民異動の届出をせずに他の場所に住んでいた場合は、補助の対象になりますか。 | 空き家となった日から3年以上経過している事実が確認できれば対象になる場合があります。事前確認の際に対象になるかを確認しますので、市まちづくり推進課にご相談くださいますようお願いします。  |
| 7  | 敷地内のブロック塀を残したいです。  | 建築基準法に適合していないブロック塀の場合、解体する必要があります。  |
| 8  | 酒田市内で解体工事ができる業者を紹介してほしいです。   | 業者の紹介はできませんが、解体工事に伴い提出する必要がある「建設リサイクル法による届出」を提出したことがある業者のリストがありますので、お問い合わせください。   |
| 9  | 実績報告が期限までに間に合わなかった場合はどうなりますか。  | 補助金の交付が取消しとなります。ただし、工事に着手していない場合は、次年度に再度申請することは可能です。  |
| 10 | 空き家に関する相談先を教えてください。  | <p>補助金に関する相談先：市建築課確認審査係（電話0234-26-5749）</p> <p>補助金の事前確認や空き家全般に関する相談先：市まちづくり推進課市民相談室（電話0234-26-5726）</p>   |